

農用地等貸付希望申出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(業務受託者)

邑楽町長 金子 正一 様

住 所 邑楽町〇〇〇番地

氏 名 邑楽太郎 印

電話番号 0276-〇〇-〇〇〇〇

※個人が自署する場合は押印省略可

私は、以下の事項を承諾のうえ、次の農用地等を貸し付けたいので申し出ます。

確認



- ア 公益財団法人群馬県農業公社(以下「公社」という。)が農地中間管理権を設定(借入契約を締結)するまでの間は、自ら農用地等を管理していただきます。
- イ 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律195号)第87条の3第1項の土地改良事業(機構関連事業)が行われることがあります。
- ウ この申出書に記載された個人情報について、農地中間管理事業の実施を目的として、必要に応じ、事業に関係する機関、団体、個人へ情報を提供します。
- エ 借受希望者を探すため、申出農用地の情報を公社ホームページに公開します。
※ただし、マッチングが成立したものは、非公開とする。

1 貸し付けを希望する農用地等

番号	土地の所在				現況地目	面積(m ²)	登記名義人※1	備考※2
	市町村名	大字又は町	字	地番				
1	邑楽町	〇〇	〇〇	12-3	田	2,500		
2	邑楽町	〇〇	△△	56-7	田	1,000	□□□□ (父)	
3	邑楽町	□□	××	321-7	畑	1,500		
4								
5								

※1「登記名義人」欄は、申出者と登記名義人が異なる場合に記入してください。

※2「備考」欄は、1=すぐに耕作可能 2=解消作業が必要 の別を記入してください。

2 農用地等の貸し付けに際しての意向 ※□にチェックを入れ、具体的内容は()内に記入してください。

(1) 農地の利用方法について

- 制約を付けない
 制約を付けたい →(ハウスなど建てずに、水田のまま利用してほしい。)

(2) 貸し付け契約期間について

- 10年(原則)
 具体的な希望がある →()

(3) 賃貸料について

- 地域の標準賃料(原則)
 0円(使用貸借)でもよい
 具体的な希望がある →(地域の標準賃料の他に、水利費は耕作者が負担する。)

(4) その他の要望

[]

3 留意事項

- (1) この申出書の有効期間は2年間です。また、事情により貸し付け希望がなくなった場合には、「農用地等貸付希望取下げ書」を提出してください。
- (2) 農用地等の借受け者の選任は、公社に一任していただきます。
- (3) 経営移譲年金、相続税又は贈与税の納税猶予、土地改良事業の賦課金については、公社が借入を決定した後に所定の手続きを行ってください。